居宅介護支援契約書

社会福祉法人　白鳳会

ケアプランセンター　一樹

居宅介護支援契約書

　　様（以下、「利用者」といいます）とケアプランセンター一樹（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して提供する居宅介護支援についての契約を次の条項に基づき締結します。

第１条（契約の目的）

事業者は、介護保険法とその他関係法令及びこの契約書に従い、利用者が尊厳を保ち、有する能力に応じて自立した日常生活を送れるよう、居宅サービス利用者等に関する相談支援やサービス事業者等との連絡調整を適切に提供するために締結します。

第２条（契約期間）

本契約の契約期間は、令和　　年　　月　　日から利用者の要介護認定が有効である期間の満了日までとします。ただし、契約満了日までに利用者が事業者に対して書面による契約解除の通知を行わない場合、本契約は自動的に更新されます。

第３条（居宅介護支援の担当者）

事業者は介護保険法に基づく介護支援専門員（ケアマネジャー）を、利用者のサービス担当者（以下、「担当者」といいます）に選任し、適切な居宅介護支援に努めます。担当者の選定又は交代を行った場合は、利用者にその担当者の名前を書面でお知らせします。担当者は、利用者やその家族の意向を考慮しながら、公正中立にケアマネジメントを実施します。

第４条（居宅介護支援の範囲）

本契約に基づく、介護支援専門員が行う居宅介護支援の範囲は次の通りとします。

（１）　居宅サービス利用等に関する相談支援

利用者が必要とする居宅サービス等を適切に利用できるよう、利用者やその家族からの相談に応じ、必要な情報提供や助言等の支援を行います。

（２）　アセスメント

介護支援専門員は、利用者の自宅等を訪問し、利用者と面談を行います。この面談を通じて、利用者の心身の状況、利用者が望む生活や自立した日常生活を送るために直面している課題等を把握（以下、「アセスメント」といいます）します。

（３）　サービス調整

当該地域における居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に提供します。また、アセスメントの結果を踏まえ、利用する居宅サービス事業者等へ連絡調整を行います。

利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス等の利用も含めて居宅サービス計画に位置付けるように努めます。

（4）居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

居宅サービス事業者等を利用するための居宅介護サービス計画（以下、「ケアプラン」といいます）を作成します。

利用者及び利用者の家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及び達成時期、サービスの種類、サービス提供上の留意事項等を明記した居宅サービス計画の原案を作成します。

ケアプランの原案に位置付けた居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、当該原案の内容について利用者又は利用者の家族に説明し、利用者から文書による同意を得、遅滞なく利用者へケアプランを交付します。

利用者が、医療サービスの利用を希望している場合、その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治医等の意見を求め、その指示が有る場合にはこれに従います。

（5）モニタリング

少なくとも1月に1回は利用者と面談を行い、利用者の心身の状態やケアプランの利用状況等について確認（以下、「モニタリング」といいます）します。モニタリングの結果については都度記録します。また、他のサービス事業所と連携し以下の要件を満たせばテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用し行うことができます。

・利用者の同意を得る事

・サービス担当者会議にて利用者の状態の安定状況、ご利用者の意思疎通（ご家族のサポートを含む)、テレビ電話装置等の情報収集を他のサービス事業者との連携で補う。

・少なくとも2か月に1回（介護予防支援の場合には6か月に1回）は利用者の居宅を訪問する。

（6）ケアプランの変更

利用者がケアプランの変更を希望した場合、または事業者がケアプランの変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、ケアプランを変更します。

（7）給付管理

ケアプラン作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

（8） 施設入所への支援

利用者が自宅での生活が困難になった場合や利用者が介護保険施設等の入所を希望した場合、利用者に対して介護保険施設等に関する情報を提供します。

（9）要介護認定申請に係る援助

利用者の要介護認定の更新申請や状態変化に伴う区分変更申請を円滑に行えるよう援助します。利用者が希望する場合、要介護認定の申請を代行します。

第５条（サービス提供の記録の作成及び保存）

事業者は、居宅介護支援の提供に関する記録を作成し、サービス提供開始から５年間保管します。

利用者及び利用者の家族や後見人は、事業者に対し、いつでも記録の閲覧および複写を求めることができます。

第６条（利用料）

要介護認定を受けた方は、介護保険からの全額給付により自己負担は発生しません。事業者が提供する居宅介護支援に対する料金規定は重要事項説明書のとおりです。

第７条（利用者の解約権）

利用者は、事業者に対して、文書で通知をすることにより、いつでも本契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。

（１） 利用者は、7日以上の予告期間を設けることにより、事業者に対しいつでもこの契約の解約を申し出ることができます。この場合、予告期間満了日に契約は解約されます。

（２） 利用者は、次の各項目のいずれかに該当する場合は、前項の規定に関わらず直ちに契約を解約することができます。

① 事業者が、正当な理由なく、介護保険法等関係法令及びこの契約書に定めた事項を遵守せずにサービスの提供を怠った場合

② 事業者が、第11条に定める秘密守秘義務に違反した場合

③ 事業者が、著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合

第８条（事業者の解約権）

事業者は、次の事由に該当した場合は、文書により2週間以上の予告期間をもって、本契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。

（１） 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉じた場合

（２） 事業者が介護保険法に基づく指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

（３） 利用者が事業者の定める通常の事業の実施地域外へ転居し、事業者において指定居宅介護支援の提供が困難であると見込まれる場合

（４） 利用者又は利用者の家族が故意に法令違反や暴力行為、ハラスメント、又はその他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達成することが著しく困難となった場合

第９条（契約の終了）

次の事由に該当した場合は、本契約は自動的に終了します。

（１） 利用者が介護保険施設等に入所した場合

（２） 利用者の要介護認定区分が非該当（自立）あるいは要支援とされた場合

（３） 利用者が死亡した場合

第 10 条（賠償責任）

事業者は、介護支援を提供する過程で、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合、速やかに損害を賠償します。ただし、利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

第 11 条（秘密保持）

（１） 事業者及び事業者の従業員は、正当な理由が無い限り、利用者に対する居宅介護支援の提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報を第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続します。

（２） 事業者は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報を漏らすことがないよう必要な処置を講じます。

（３） 事業者は、利用者及び利用者の家族の個人情報について、利用者の居宅サービス計画立案の為のサービス担当者会議並びに介護支援専門員と居宅サービス事業者等との連絡調整において必要な場合に限り、利用者及び利用者の家族の同意を得た上で必要最小限の範囲内で使用します。

（４） 第１項の規定に関わらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成１７年法律第１２４号）に定める通知を行うことができるものとし、その場合、事業者は秘密保持違反の責任を負わないこととします。

第 12 条（相談・苦情対応）

（１） 利用者又は利用者の家族は、事業者が提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス等に対する苦情がある場合には、重要事項に記載された事業者の相談窓口及び関係機関に対して、いつでも苦情を申し出ることができます。

（２） 事業者は、利用者又は利用者の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速かつ適切に対処することとし、必要に応じてサービスを点検し、関係機関との連絡調整を行います。

（３） 事業者は、利用者又は利用者の家族が苦情の申し出を行ったことを理由として、いかなる不利益な取り扱いも致しません。

第１３条（身分証携帯義務）

介護支援専門員は、常に身分証を携帯し、初回訪問時や利用者又は利用者の家族からの提示を

求められた時にはいつでも身分証を提示します。

第１４条（善管注意義務）

事業者は利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意を持って業務を遂行します。

第１５条（虐待の防止）

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

①虐待防止に関する責任者を選定します。(虐待防止に関する責任者：管理者　廣畑美由紀)
②成年後見制度の利用を支援します。
③苦情解決体制を整備します。
④従業員に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
⑤サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報します。

第１６条（非常災害対策）

事業所は、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から火災・風水害・地震等の自然災害ならびに新型コロナウイルスなどの感染症に対処するための事業者継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練を年２回以上実施します。

第１７条（本契約に定めのない事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、介護保険法その他関係法令の定めるところを尊重し、事業者は利用者又は利用者の家族と誠意を持って協議するものとします。

第１８条（裁判管轄）

本契約に関して訴訟が必要となる場合、利用者又は利用者の家族と事業所は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所として事前に合意します。

付則

この契約書は、令和７年４月１日より施行する。

以上のとおり、居宅介護支援に関する契約を締結します。
上記契約を証するため、本書２通を作成し、利用者及び事業者の双方が署名の上、それぞれ１通ずつ保有します。

令和　　年　　月　　日

（利用者）私は、この契約内容に合意し、居宅介護支援の利用を申し込みます。

利　用　者　　住　所

氏　名　　印

（代理人）私は、利用者本人の契約の意思を確認の上、本人に代わり、上記署名を行いました。

署名代行者　　住　所

（又は法定代理人）

氏　名　　印

本人との続柄

（事業者）私は、利用者の申し込みを受諾し、この契約書に定める各種サービスを誠実に責任を持って行います。

事　業　者　　住　所　　奈良県生駒郡斑鳩町目安３丁目４－３６

事業者　　社会福祉法人　白鳳会

代表者　　理事長　田野瀬　博　　印

ケアプランセンター　一樹　　管理者　　廣畑　美由紀　　印